

平成 24 年 8 月 23 日

文化庁長官 殿

日本音楽芸術マネジメント学会

理事長 川 村 恒 明

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」に基づき文部科学大臣
が作成する「指針」に盛り込まれるべき事項について（要望）

日本音楽芸術マネジメント学会（以下「本学会」という）は、かねてから劇場、音楽堂等が我が国の舞台芸術振興に果たす役割の重要性にかんがみ、それらの活動の活性化方策についての論議を深めてきたところであり、このたびの国による「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の制定・公布は誠に時宜を得た適切な施策であると高く評価するとともに、今後同法がその制定の趣旨に則り、我が国の劇場、音楽堂等の活動のいっそうの活性化に活用されることを強く願っています。このような観点から去る 7 月 14 日（日）に開催した本学会の第 4 回夏の研究会では、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」に基づく「指針」の在り方をテーマとして、別紙のシンポジウムを開催する等の取り組みを進めてきました。

本要望書は、これまでの本学会における以上のような取り組みを踏まえ、またシンポジウム開催に先立ち関係 5 団体（公益社団法人日本演奏連盟、社団法人日本オーケストラ連盟、公益財団法人東京二期会、公益財団法人日本オペラ振興会、社団法人日本クラシック音楽事業協会）から頂いたご意見等を集成し、現時点において、本学会として、同法第 16 条に規定されている「指針」に盛り込まれることが望ましいと思われる事項についての意見を取りまとめたものであります。

この「指針」は、同法の基本理念実現に当たり極めて重要な役割を果たすべきものと想定されており、その制定の本旨に即した充実した在り方等についてはなお本学会においても論議を深めることとしておりますが、当面新しい「指針」の作成に当たっては、以下の内容について格段のご配慮をお願いします。

1. 総論的事項について

○劇場、音楽堂等の理念等の明確化

- ・地方公共団体に対し、それぞれが設置する「劇場、音楽堂等の活性化に関する条例」の制定を促すこと。
- ・劇場、音楽堂等の設置者は、自ら設置する劇場、音楽堂等の理念、目的、目標の明確化に努めるべきことを促すこと。

○設置者の財政措置等の責務の明確化

- ・設置者は、劇場、音楽堂等の基本的な施設の整備及び維持運営に関し、公共財にふさわしい財政的基盤を整備する責務があることを明記すること。
- ・設置者は、老朽化しつつある施設について、安全、快適、清潔な施設として適切に維持管理していく責務があることを明記すること。
- ・設置者及び運営者は、劇場、音楽堂等の運営に関し、常に資金確保の多様なチャネルの可能性を追求するよう促すこと。

○運営方法の多様化

- ・地方公共団体が設置する劇場、音楽堂等については、その直営又は指定管理者制度によるほか、地方独立行政法人制度によっても運営し得るものであることを明記すること。

○その他

- ・劇場、音楽堂等は、そこで実施される公演事業の質の確保に常に留意すべきことを明記すること。
- ・そのために、地方公共団体、設置者及び運営者は、我が国の舞台芸術の根幹を担っている民間舞台芸術団体の果たしている役割の重要性にかんがみ、それらの団体との連携及びその育成、発展に配慮すべきことを明記すること。

2. 人材の確保と育成について

○人材の確保と育成に関し、下記の基本的な事項を規定すること。

- ・劇場、音楽堂等には、それぞれの性格に応じた専門的人材が確保されているべき旨を規定すること。
- ・劇場、音楽堂等は、法第13条に規定する制作者、技術者、経営者、実演家の育成のほか、鑑賞者の育成にも配慮するよう努めるべき旨を規定すること。
- ・その他、「検討会」の「まとめ」の「5. 劇場、音楽堂の運営に係る留意事項等」の「(1) 劇場、音楽堂等に係る専門的な能力を有する人材の確保」及び「(2) 劇場、音楽堂等に配置される人材に係る資格」に掲げられている内容は、概ね適切であるので、可能な限り指針に盛り込むこと。
- ・なお、指定管理者制度に関連し、これら人材の確保と育成については、指定管理期間を相当程度長期的なものとし、継続的、安定的な運営を図ることが不可欠であるため、運用に当たりこの点に特に配慮すべき旨を盛り込むこと。

○劇場、音楽堂等が、アートマネジメント人材、舞台技術者の育成について一定の役割を果たすよう努めるべきことを規定すること。

この場合における具体的な方策として、次のようなものが想定される。

- ・劇場、音楽堂等において、現職者研修、学生のインターンシップなど、実地研修システムの導入を図ること。
- ・特に、劇場、音楽堂等間が連携し、各館の間の移動を組み込むことにより、若手から中堅を経て管理者に至るまでの育成サイクルを構築すること。

- ・新国立劇場において、これら研修制度の導入を図ること。
 - ・劇場、音楽堂等、舞台芸術団体及び大学の三者が連携した人材育成システムの構築を図ること。
- 劇場、音楽堂等が、若手実演家の育成について一定の役割を果たすよう努めるべきことを規定すること。
- この場合における具体的な方策として、次のようなものが想定される。
- ・劇場、音楽堂等間の連携により、若手実演家が一定期間「継続的な活動」ができる仕組みを構築すること。
 - ・劇場、音楽堂等の実演組織（室内オーケストラ、合唱等）において、これらの若手実演家等を育成する仕組みを構築すること。
- 劇場、音楽堂等が、鑑賞者の育成について一定の役割を果たすよう努めるべきことを規定すること。
- この場合における具体的な方策として、次のようなものが想定される。
- ・劇場、音楽堂等と舞台芸術団体との連携による巡回公演の推進を図ること。
 - ・劇場、音楽堂等間の連携による巡回公演の推進を図ること。
 - ・劇場、音楽堂等と大学が連携し、小学校から大学までの鑑賞プログラムの実施に努めること。
- ### 3. 創造活動の活発化について
- 劇場、音楽堂等が、舞台芸術団体との積極的連携に努めるべきことを規定すること。
- この場合における具体的な方策として、次のようなものが想定される。
- ・トップレベルの舞台芸術団体との連携を図ること。
 - ・地域社会で活動する舞台芸術団体との連携を図ること。
 - ・新国立劇場において各種の舞台芸術団体の活用を図ること。
 - ・舞台芸術団体のフランチャイズ等の推進を図ること。
 - ・舞台芸術団体との共同制作の推進を図ること。
 - ・舞台芸術団体との共同による巡回公演の推進を図ること。
- 劇場、音楽堂等相互間の連携の必要性について規定すること。
- この場合における具体的な方策として、次のようなものが想定される。
- ・劇場、音楽堂等間の共同制作の推進を図ること。
 - ・劇場、音楽堂等間の共同による巡回公演の推進を図ること。
- 劇場、音楽堂等が、大学との積極的連携に努めるべきことを規定すること。
- この場合における具体的な方策として、次のようなものが想定される。
- ・大学側が、劇場、音楽堂等のジュニアオーケストラ、コーラス等の指導を行うこと。
 - ・大学オペラ、オーケストラ等を、劇場・音楽堂等へ巡回公演させること。
 - ・大学との連携による、小学校から大学までの鑑賞プログラムの共同実施を行うこと。
 - ・大学との連携による、新たな作品の創造と公演（演奏）回数の確保による定着の推

進を図ること。

○劇場、音楽堂等が、国際交流の推進に積極的に取り組むことが望ましい旨を規定すること。

この場合における具体的な方策として、次のようなものが想定される。

- ・国内の劇場、音楽堂等及び舞台芸術団体が連携して、外国の劇場、音楽堂等又は舞台芸術団体との共同制作を推進すること。
- ・国内の劇場・音楽堂等と舞台芸術団体が連携して、海外公演の推進を図ること。

○その他、次のような方策を内容とする事項についても言及すること。

- ・一定規模の劇場、音楽堂等において、毎年複数回の大規模公演の実施に努めること。
- ・舞台芸術団体の高水準の公演に関しては一般貸館と異なる特別の配慮をするとともに、これら公演を選定する責任体制の構築を図ること。

4. 指定管理者制度について

○「検討会」の「まとめ」の「5. 劇場、音楽堂等の運営に係る留意事項等」の「(4) 指定管理者制度の運用」に言及された内容は概ね適切であり、同制度により劇場、音楽堂等の管理運営を行おうとする設置者が、この内容に基づき指定管理者の選定等を行うべきことを明記すること。

○その他、特に下記の事項についても言及すること。

- ・劇場、音楽堂等の設置の趣旨を踏まえた管理運営を基本とし、いたずらに経済性、効率性に偏重した管理運営を行わないこと。
- ・指定管理者の選定に当たっては、公募のみならず、実情に即し非公募による選定も行い得るようにすること。
- ・劇場、音楽堂等の財産（ソフト、ハード）を長期的に活用し、かつ人材育成ができるよう、長期的な視点で指定管理者の選定を行うこと。
- ・同一法人に対する安定的、継続的な運営を確保し、長期的な人材育成が可能となるよう、指定管理期間を相当程度長期的なものとなし得るようにすること。

以 上

なお、「参考資料」として、文化庁から示された「ヒアリング票」に即して作成した資料を添付している。当該資料のうち下線を引いた部分は、専門人材のとらえ方等、基本的な事柄でもあるので、参考に供していただければ幸いである。